

近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び
役務等契約指名停止等措置要領

制 定 平成 15 年 9 月 12 日 15 近総第 433 号(理)
最終改正 平成 23 年 3 月 30 日 22 近総第 613 号(会)

(指名停止)

- 第 1 近畿農政局長は、有資格者（全省庁統一の競争参加資格の審査を受け、当該資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の 1 に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 近畿農政局長が指名停止を行ったときは、近畿農政局に所属する会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等（以下「所属担当官」という。）は、物品の製造、物品の購入又は役務等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第 2 有資格者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 か月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。
- 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- 二 別表第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 11 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 11 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 近畿農政局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 項及び第 3 第一号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 の期間（第 3 第一号に該当する場合にあっては、別表第 6 号、第 9

号又は第11号に定める短期を限度とする。)まで短縮することができる。

- 4 近畿農政局長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 近畿農政局長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 近畿農政局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第3 近畿農政局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合、又は農林水産省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第6号、第9号又は第11号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第5号、第6号又は第7号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間。

三 農林水産省又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年

法律第 45 号) 第 96 条の 3 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。) 又は談合 (刑法第 96 条の 3 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。) の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 8 号、第 9 号、第 10 号又は第 11 号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき (第一号の規定に該当することとなった場合は除く。) は、それぞれ当該各号に定める短期に 1 ヶ月加算した期間。

(指名停止の通知)

第 4 近畿農政局長は、第 1 第 1 項の規定により指名停止を行い、第 2 第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 2 第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第 1 号、別紙様式第 2 号又は別紙様式第 3 号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 5 所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 所属担当官は、会計法第 29 条の 3 第 4 項に規定する場合は、あらかじめ近畿農政局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 近畿農政局長は、前項の承認をしたときは、別紙様式第 4 号により大臣官房地方課長に報告するものとする。

(指名停止の報告等)

第 6 近畿農政局長は、第 1 第 1 項の規定により指名停止を行い、第 2 第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 2 第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第 5 号、別紙様式第 6 号又は別紙様式第 7 号により、大臣官房地方課長に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 7 近畿農政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 15 年 9 月 12 日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 15 年 9 月 12 日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。ただし、指名停止の措置要

件に該当する事由が、平成23年4月1日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

別 表

措 置 基 準 (第 1、第 2 及び第 3 関係)

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿農政局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿農政局の職員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 ヶ月以上 3 ヶ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿農政局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>4 次のイ又はロに掲げる者が近畿農政局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 近畿農政局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 か月以上 9 か月以内</p>

<p>条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	
<p>6 次のイ又はロに掲げる者と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 イ 近畿農政局の所属担当官 ロ 近畿農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内 2か月以上9か月以内</p>
<p>7 近畿農政局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 近畿農政局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 ロ 近畿農政局の管轄する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>9 次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 近畿農政局の所属担当官 ロ 近畿農政局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した契約に</p>	<p>逮捕又は公訴を知った</p>

<p>関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>11 農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別紙様式第1号（第4関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

近畿農政局長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が（の） ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年3月16日付け18経第1840号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、平成〇年〇月〇日までに〔担当課名〕にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 ②
- 2 指名停止の理由 ③

（備考）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第2号（第4関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

近畿農政局長 印

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行
った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内
容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第3号（第4関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

近畿農政局長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 〃の指名停止を行
った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通
知する。

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第4号（第5関係）

番 号
年 月 日

大臣官房地方課長 殿

近畿農政局長 印

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

契 約 の 目 的	
数 量 及 び 金 額	
契 約 履 行 の 場 所	
契 約 の 相 手 方	
契 約 予 定 年 月 日 及 び 履 行 期 限	

上記の契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理 由

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第5号（第6関係）

番 号
年 月 日

大臣官房地方課長 殿

近畿農政局長 印

指 名 停 止 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録業種の区別、等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考（他機関の見解等）

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第6号（第6関係）

番 号
年 月 日

大臣官房地方課長 殿

近畿農政局長 印

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第7号（第6関係）

番 号
年 月 日

大臣官房地方課長 殿

近畿農政局長 印

指 名 停 止 解 除 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理 由

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。